



## 三田市と池田泉州銀行の 地域振興連携協力に関する協定書

三田市（以下「甲」という。）と株式会社池田泉州銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり、三田市の地域経済の持続的な発展等に向けて連携協力するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙が地域振興、産業振興等の分野において、相互の人的、知的資源の活用と交流を図り、有意義と認められる諸事業を連携協力して行うことにより、三田市の地域経済の発展と地域の活性化及び地域の住民や事業者へのサービスの向上に資することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため次の事項について連携して協力し、その具体的な内容については、別途協議の上、定める。

- (1) 誰もがいきいきと暮らせる三田のまちづくりに関する事項
- (2) 地域資源の活用及び地域振興に関する事項
- (3) 『しごと』の創出、雇用の創出に関する事項
- (4) 中心市街地や地域商店会等の活性化に関する事項
- (5) その他、二者が必要と認める地域振興に関する事項

### （連絡協議会の設置）

第3条 甲、乙は、本協定を実施するため連絡協議会を設置する。

### （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3か月前までに、甲、乙のいずれからも異議の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （秘密保持義務）

第5条 甲、乙は、本協定書に基づき提供された秘密である旨の表示がなされた情報（以下「秘密情報」という。）を極秘に保ち、第1条の目的の為にのみ使用することとし、他の目的には使用しないものとする。ただし、秘密情報には次のものは含まれないものとする。

- (1) 相手方から情報開示されたときに既に公知となっていたもの、又は相手方による情報開示後自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの。
- (2) 相手方から情報開示されたときに既に保有していたもの、又は相手方による情



報開示後、当該情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。

(3) 相手方からの情報開示後に相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。

(4) 法令により情報開示を求められたもの。

(5) 法令上守秘義務を負う者（官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等）に情報開示を求められたもの。

2 甲、乙は、本協定に基づく事業内容についても極秘に保持するものとし、相手方の事前許諾のない限り第三者に開示してはならない。

3 甲、乙は、本協定が第4条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前2項による秘密保持の義務を負うものとする。

(協議)

第6条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲、乙協議の上、これを決定する。

本協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

平成29年1月31日

甲 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号  
三田市  
市長

森 哲 男 

乙 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号  
株式会社池田泉州銀行  
頭取

藤田 博久 